

質屋古物商等報償要領について（概要）

（令和6年7月10日 鹿捜一第3003号）

本通達は、強盗・窃盗等の犯罪捜査に積極的に協力した質屋、古物商等に対する報償を行うため、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 適用範囲
- 報償の基準
- 報償の上申

等である。